

番 号	
項 目	一、国民健康保険の加入者全員に対し、資格確認書を自動交付すること。 一、政府に対し、国民皆保険制度を守るため、従来の健康保険証を復活させるよう求めること。
(回答) マイナンバー法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年12月2日以降、保険証は新たに発行されなくなり、医療機関で受診等する際は、保険証の利用登録がなされたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」といいます。）を基本とする仕組みに移行しました。 法令等においては、各保険者は、マイナ保険証をお持ちの方には、ご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証をお持ちでない方には、引き続き保険診療を受けられるよう世帯主の申請に基づき「資格確認書」を交付することとされています。 なお、厚生労働省通知において、当面の間はマイナ保険証をお持ちでない方には、申請によらず資格確認書を交付することとされました。 本市の国民健康保険におきましても、当該通知に基づき、同様の運用を行っているところです。 本市といたしましても、引き続き市民の方々に安心して「マイナ保険証」をご利用いただけるよう、マイナ保険証を基本とする趣旨やメリットについて丁寧な広報・周知に努めているとともに、国民が納得できる丁寧な説明や制度の周知徹底を図るよう国に要望しているところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険グループ） 電話：06-6208-7964